



みつかる。つながる。よくなっていく。

2026 年度 東戸塚小学校放課後キッズクラブ 参加要項

東戸塚小学校放課後キッズクラブ

所在地：〒244-0817 横浜市戸塚区吉田町 88 (東戸塚小学校内)

電話番号：045-871-9001

メールアドレス：higashitotsuka_kids@yokohamaymca.org

<運営法人> 公益財団法人横浜 YMCA

<https://www.yokohamaymca.org/>

<管 轄> 湘南とつか YMCA

所在地：〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 769-24

電話番号：045-864-4768

《目 次》

I-1	放課後キッズクラブとは	2
I-2	運営法人 公益財団法人横浜 YMCA について	2
I-3	放課後キッズクラブの開所日	3
I-4	放課後キッズクラブの利用区分	3,4
I-5	わくわく【区分1】の利用	5
I-6	すくすく【区分2A・B】の利用	6
I-7	保険への加入	7-10
II-1	東戸塚小学校放課後キッズクラブの活動	11
II-2	プログラム	12
II-3	おやつ	12
II-4	学校休業日等の昼食	12
II-5	キッズクラブからの帰り方(一斉下校・お迎え)	13
II-6	広報誌 「キッズニュース」	14
II-7	利用当日の流れ	14,15
II-8	キッズクラブの利用にあたってのお願い	16
II-9	重要な事故が起きた時の対応	17
III-1	利用申込	18-22
III-2	利用区分の変更	23
III-3	利用料等の支払い方法	23
IV-1	警報発表時の対応	24,25
IV-2	熱中症警戒アラート等発表時の利用	25,26
IV-3	地震発生時の利用	27
IV-4	Jアラートを通じた緊急情報	27
V-1	支援や配慮を必要とする児童の受入れ	28
V-2	ご意見・ご要望等	29
V-3	お問い合わせ先	29

(様式等)

- ・ 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例
- ・ 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書、変更申込書記載例
- ・ 就労(予定)証明書、就労(予定)証明書記入例
- ・ 自営業従事者等申告書
- ・ 病気・障害等申告書
- ・ 求職活動申告書
- ・ 利用にあたってのお願い兼減免適用外申出書
- ・ 児童情報シート(キッズかけはしシート)

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の居場所を提供する事業です。

① **全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること**

② **留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供すること**

を目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市の全ての小学校に設置されています。

東戸塚小学校放課後キッズクラブは、戸塚区が選定した法人（公益財団法人 横浜YMCA）が運営を行っています。

I-2 運営法人 公益財団法人横浜YMCA について

YMCA (Young Men's Christian Association) は、1844年にイギリスのロンドンで誕生した国際青少年団体です。現在、世界120以上の国と地域に広がるYMCAの活動は、人々の精神・知性・身体の調和と発達を願い、愛と奉仕の生き方を分かち合うことを目的としています。

横浜YMCAは1884年の創立以来、神奈川の各地域における青少年活動、社会教育活動、ボランティア活動などを展開し、今年は創立142周年を迎えます。

教育・福祉領域での様々な事業活動の中で、現在は神奈川県内において保育園14ヶ所、学童保育施設10ヶ所、放課後キッズクラブ4ヶ所の運営を行っています。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（P.4～6）。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時 ※詳しくはP24 参照	熱中症警戒アラート等発令時 ※詳しくはP25～26 参照	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。 ^(※2)
すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用にあたっては、遊び場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があります。

2025年12月1日時点で、約220人、区分2のご登録がありました。毎日の参加者も130人前後となっており、繁盛期になると、160人を超えることがあります。低学年は、高学年の授業が終了するまで活動場所が限られています。ご利用の際は、ご理解いただけますと幸いです。

コロナ禍から利用の制限をしておりました「わくわく【区分1】」の利用を昨年度より再開したことに伴い、登録者数が上昇傾向にあります。ご利用の際は、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それぞれの利用区分の違いの概要は、右表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択してください。

<利用区分の違い>

利用区分		わくわく 【区分1】※1	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件		<ul style="list-style-type: none"> ・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という）に通学している児童であること。 ・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 		
		—	<u>留守家庭児童等※2であること</u>	
利用時間	平日	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで
	土曜日	スポット利用のみ ※プログラム参加は可	午前8時30分から 午後5時まで	午前8時30分から 午後7時まで
	学校休業日	対象月のキッズニュースを ご確認ください※3	午前8時から 午後5時まで	午前8時から 午後7時まで
お迎え		<u>キッズクラブが定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者または保護者から指定された方のお迎えが必要となります。</u>		
利用料		無料 <u>※スポット利用は 800 円/回 +おやつ代</u>	<u>月額 2,000 円+おやつ代 (7, 8 月のみ 2,500 円 +おやつ代)</u> <u>※延長料(午後 7 時まで) は 400 円/回</u>	<u>月額 5,000 円+おやつ代 (7, 8 月のみ 5,500 円 +おやつ代)</u>
保険加入料		年額 800 円（振込手数料自己負担）必須（P.7-10）		
定員		なし	あり	
利用申込に必要な書類		利用申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書 ・口座登録振替依頼書 ・<u>留守家庭児童等であることの証明書</u> 	
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。</u>		

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用ができます。

※2 保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※3 午前・午後どちらかの時間で利用できます。時間帯につきましては、その月のキッズニュースよりお知らせします。

I-5 わくわく【区分1】の利用

(1) 利用時間

平日	放課後から午後4時まで
土曜日	利用できません ^{※1}
学校休業日 ^{※2}	対象月のキッズニュースでご確認ください

※ 平日、午後4時以降のご利用がある場合は、スポット利用料が発生します。

※ プログラムのみに参加する場合は、スポット利用料は発生しません。

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。時間帯につきましては、その月のキッズニュースよりお知らせします。

(2) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、**午後7時まで受入れる制度**です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。

スポット利用には、**1回あたり800円の利用料とおやつ代(100円)がかかります。**

<注意事項>

定員の空き状況等により利用できない場合があります。

おやつは、午後5時以降ご利用の皆さまに召し上がっていただきます。

(3) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。

また、プログラム（P12）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が午後4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）が発生しますので、あらかじめご承知おきください。

午後5時以降のご利用の場合は、おやつ代(100円/回)が発生いたします。

(4) 非常時における利用制限について

警報発表時（P24）や熱中症警戒アラート等発表時（P25~26）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場の確保が困難な状況においては、**わくわく【区分1】の利用を原則休止としております。**

利用を制限する場合には、あらかじめ保護者の皆さまに対して、入退室管理システムによりお知らせいたします。

I-6 すくすく【区分2A・B】の利用について

(1) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】※1	すくすく・ほしぞら【区分2B】
平日	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで
土曜日	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後7時まで
学校休業日	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後7時まで

※1 延長料 (400 円/回) を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

(2) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(3) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代や保険料がかかるほか、プログラムに参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく (ゆうやけ)【区分2A】	すくすく (ほしぞら)【区分2B】
利用料 (月額) ※	2,000 円 (7・8月は2,500円)	5,000 円 (7・8月は5,500円)
延長料 (午後7時まで)	1回あたり400円	—
おやつ代	1回あたり100円	

※すくすく【区分2A・B】の利用料は、その月の利用がなくても発生します。

<注意事項>

すくすく【区分2A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が午後5時1分以降になると、自動的に延長料 (400 円/回) とおやつ代が発生しますので、あらかじめ御承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 (※1・2)	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	上限 2,500 円/月
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料(400円/回)及び保険加入料は減免の対象となりません

- ※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合 (例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。
- ※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆さまに万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛け金(お子さん1人につき年額800円)を負担していただきます。※振込手数料自己負担

この保険は東戸塚小学校放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人 YMCA が加入するものです。利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。なお、保険の掛金は年間掛け金を適用しているため、一度納入された掛け金は、返金することができません。また、「スポーツ安全保険に関するQ & A」(P.10)も併せてご一読ください。

【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の登下校中に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償
(「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です)
- ② 児童が他人にケガをさせる、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります(事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません)
- ③ 突然死(急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡)に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

(1) スポーツ安全保険の掛け金

お子さん 1 人につき年額 800 円 ※振込手数料自己負担

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院 (1 日目から 30 日限度)	1,500 円/日
	入院 (1 日目から 180 日限度)	4,000 円/日
	死亡	2,000 万円
	後遺障害	80 万円～3,000 万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 (ただし、対人賠償)	支払限度額 1 事故 5 億円
		支払限度額 1 名 1 億円
	突然死葬祭費用	支払限度額 180 万円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅間の指定された通学路を往復途中のお子さんの事故 (交通事故も含む)

(4) 支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局の ATM において、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATM において、電信振替*ができます。

*相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5) その他

- ◆利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ◆市内で転校し、転校前にスポーツ安全保険の掛け金をお支払いいただいている場合で、転校先のキッズクラブの保険もスポーツ安全保険の場合は、新たにスポーツ安全保険の掛け金をお支払いいただく必要はありません。ただし、転校先のキッズクラブまたは運営法人にご連絡をお願いします。転入先のキッズクラブまたは運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
- ◆事故発生日から 3 か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

★スポーツ安全保険料金のお振り込みと 放課後キッズクラブの利用申込み方法について★

《利用申し込みの手順》

(1) 放課後キッズクラブから配付される、専用の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMでスポーツ安全保険料金をお振り込みください（振込手数料自己負担）。スポーツ安全保険料金は、利用児童1人につき年額800円（兄弟姉妹の2人が放課後キッズクラブを利用する場合は1,600円）がかかりますので、払込取扱票はお子さん1人につき1枚ご使用ください。

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。

★振込手数料は自己負担となります。

**公益財団法人 横浜 YMCA
代表理事 佐竹 博**

お子さんの小学校名・お名前をご記入ください。

ご自宅の住所をご記入ください。

保護者の方のお名前をご記名ください。

(2) お振り込み後、受け取った「ご利用明細票」（窓口を利用した場合は「振替払込請求書兼受領証」）のコピーをとり、「放課後キッズクラブ利用申込書」に貼付します。

★原本は必ずご家庭で保管してください。

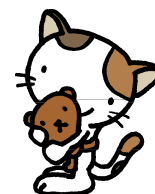
お父さまのお名前を
ご記名ください。

振込日を必ず記入してください。

(3) 「利用申込書」に必要事項を記入して、放課後キッズクラブに提出してください。

★スポーツ安全保険料金をお振り込み
いただいただけでは利用申込み手続きは
完了しませんのでご注意ください。

スポーツ安全保険に関するQ&A



Q1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q2	2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？
A2	1人あたり年額800円ですので、この場合2人で1,600円となります。
Q3	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A3	お子さんにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q4	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A4	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q5	今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのですか？
A5	転入先が横浜市内の小学校で、利用するキッズクラブがスポーツ安全保険に加入していれば、引き続き継続可能です。転入先クラブ/運営法人にご連絡をお願いします。 転入先のクラブ/運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
Q6	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金の800円は返還してもらえますか？
A6	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。
Q7	保険金支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？
A7	本市が定めている仕様で保険金支払の対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激で偶然な外来の事故」による傷害です。 したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけいしょう炎などは、傷害に該当しませんので、保険金支払の対象にはなりません。
Q8	子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。 治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金が出るのですか？
A8	はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などには保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。
Q9	事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？
A9	キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、速やかにキッズのスタッフに報告してください。 後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

Ⅱ 活動について

Ⅱ-1 東戸塚小学校放課後キッズクラブの活動

(1) キッズクラブのお約束

- ① 挨拶をしましょう
- ② 使ったものは元のところへ片付けましょう
- ③ お友だちにやさしくしましょう
- ④ 丁寧な言葉でお話ししましょう

(2) 一日の活動スケジュール例 <平日(学校のある日)>

	わくわく【区分1】	すくすく【区分2A】	すくすく【区分2B】			
8時	学校で授業					
9時						
10時						
11時						
12時						
13時						
14時				受付・宿題・自由遊び等		
15時						
16時	閉所 (スポット利用時の活動は すくすく【区分2】同様)	閉所 (延長利用時の活動は すくすく【区分2】同様)	おやつ 宿題・自由遊び等			
17時						
18時	閉所					
19時						

☆自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。

☆上記は、一例となります。下校時間や時期等により変更になることがございます。

II-2 プログラム

放課後キッズクラブでは、お子さんの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。

【実施しているプログラム例】

ドッジボール、カレンダー作り、英語遊び、工作、カラム大会 他

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。

みまもりキッズに記載の URL 等から、プログラム実施日の確認や申込をすることができます。

詳しい内容は、今後キッズニュース（P14）等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。

II-3 おやつ

すくすく【区分2B】及びすくすく【区分2A】の延長利用、わくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、キッズクラブで用意し、保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別な事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申し込み時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、申し込み後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

II-4 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当(昼食提供利用者を除く)を持参してください。

特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和7年度の昼食提供の概要

期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和7年8月11日～8月15日）は除く）

料金：400円/食

対象：すくすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

II-5 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。システムで利用予約をする際に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。また、「最終下校時刻」以降は、お子さんだけでの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要です。

(1) 一斉下校について

一斉下校は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。利用予約の際にお迎え「なし」を選択してください。

わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、利用予約で「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

<表>一斉下校時刻と最終下校時刻

	一斉下校時刻				最終下校時刻
4～10月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分
11～1月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分
2～3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生の一斉下校開始日は、給食開始日からとなります。それまでの期間は、必ず保護者等の責任で送迎を行ってください。

(2) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定者名と時間をみまもりキッズに入力してください。お迎えに来た際は、3棟渡り廊下のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、お待ちください。

すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用予約で「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。

校内への車の乗り入れは原則禁止となっております。また、近隣での路上駐車も他の方の迷惑になりますので、お控えください。

Ⅱ-6 広報誌 「キッズニュース」

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は月末に発行し、学校からお子さんを通じてご家庭に配付します。なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合もあるので、必ずご確認をお願いいたします。

(2) 『キッズニュース』の内容

- ① 翌月の予定
放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。
放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申し込み締切日、申込方法等をお知らせします。
- ② お知らせとお願い
放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。
- ③ 活動の様子
放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせすることがあります。
写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、お子さんたちの活動の様子を写真入りで掲載します。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

※キッズニュース以外にも、ブログ配信も行っています。

Ⅱ-7 利用当日の流れ

(1) 入退室

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、各学年の下駄箱で靴に履き替えて、キッズクラブに行きます。キッズクラブの下駄箱で、キッズクラブ用の上履きに履き替えます。
キッズクラブは3棟2階です。(キッズクラブ用の下駄箱があります。)
※3棟にクラスがある学級のお子さんは、上履きのままお越しいただけます。
※学校休業日等については、3棟渡り廊下のインターホンで「学年・組・名前」を告げ、スリッパを履き昇降口に向かい、上履きに履き替えキッズルームまで行きます。
- ② 上履きを脱いで上履き入れに入れたら、受付で入退室カードをバーコードリーダーにかざして入室します。
※入室時に、帰宅時間をお伝えいただけます。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。
- ④ 活動終了後は帰り支度をし、入退室カードをバーコードリーダーにかざして退室します。
※退室時に、学年・クラス・名前をお伝えいただけます。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日(学校がある日)」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

<キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- ・入退室カード
- ・水筒(普段学校に持っていく中身と同じものにしてください)
- ・上履き(キッズ専用の上履きを使用します)
- ・ハンカチ、ティッシュ
- ・マスクの予備

<キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物(学校がお休みの日)の持ち物>

※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】のスポット利用が対象】

上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。

- ・お弁当(午後まで利用する場合のみ必要)
- ・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします)

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- ・学校に持ってきてはいけないもの(携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・トレーディングカード・マンガ等)の持ち込みはご遠慮ください。活動に必要なものがある場合は事前にご連絡します。
- ・キッズクラブで使用する物は全てご記名ください。

※万一、紛失等されても責任を負いかねます。

(3) 帰り方

① 最終下校時刻まで(一人帰り)

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り(※)、一斉下校します。

※二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

② 最終下校時刻後(保護者によるお迎え)

お迎え時に、保護者の方から3棟昇降口のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。準備ができ次第、お一人で昇降口まで降りてきます。

※二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

II-8 キッズクラブの利用にあたってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。
皆様が安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。
これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
クラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。**お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。**特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。
また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、**必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。**

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。
キッズクラブに参加してから習い事等に行くことにつきましても、同様に保護者の責任の下で行われますのでご注意ください(決められた通学路以外での怪我や事故等は保険適用外です)。

(3) スタッフとの適切なコミュニケーション

放課後キッズクラブでは、保護者の皆さまとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。
保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いいたします。
※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

(4) お子さんの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。
他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いいたします。
また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

II-9 重要な事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等)	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡が付き次第、経過を説明します。

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ> 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-1 利用申込

(1) 利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】

令和8年4月から利用を希望する場合は、以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、キッズクラブへ直接ご提出・システム(提出の際にご案内)で申込みをしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（4月利用開始）	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	<ul style="list-style-type: none">・利用申込書・保険料（800円）の領収書・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合）・児童情報シート（キッズかけはしシート）^{※1}	令和8年 3月6日	令和8年 3月6日
すくすく 【区分2A・B】	<ul style="list-style-type: none">・利用申込書・口座振替依頼書・保険料（800円）の領収書・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合）・留守家庭児童等を証明する書類・児童情報シート（キッズかけはしシート）^{※1}	令和8年 3月6日	令和8年 3月6日

※児童情報シート（キッズかけはしシート）のご提出についてのお願い

児童情報シート（キッズかけはしシート）とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが、事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。

また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

※提出は任意となります。

【年度途中から利用】

年度途中から利用を希望する場合は、利用登録に必要な書類を揃え、利用希望月の前月 20 日までにお申込みください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書 ^(※1) ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書 ^(※2)
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害 の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2 A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、次ページ以降のフロー図及び表をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」と提出書類をまとめてクラブに直接ご提出下さい。

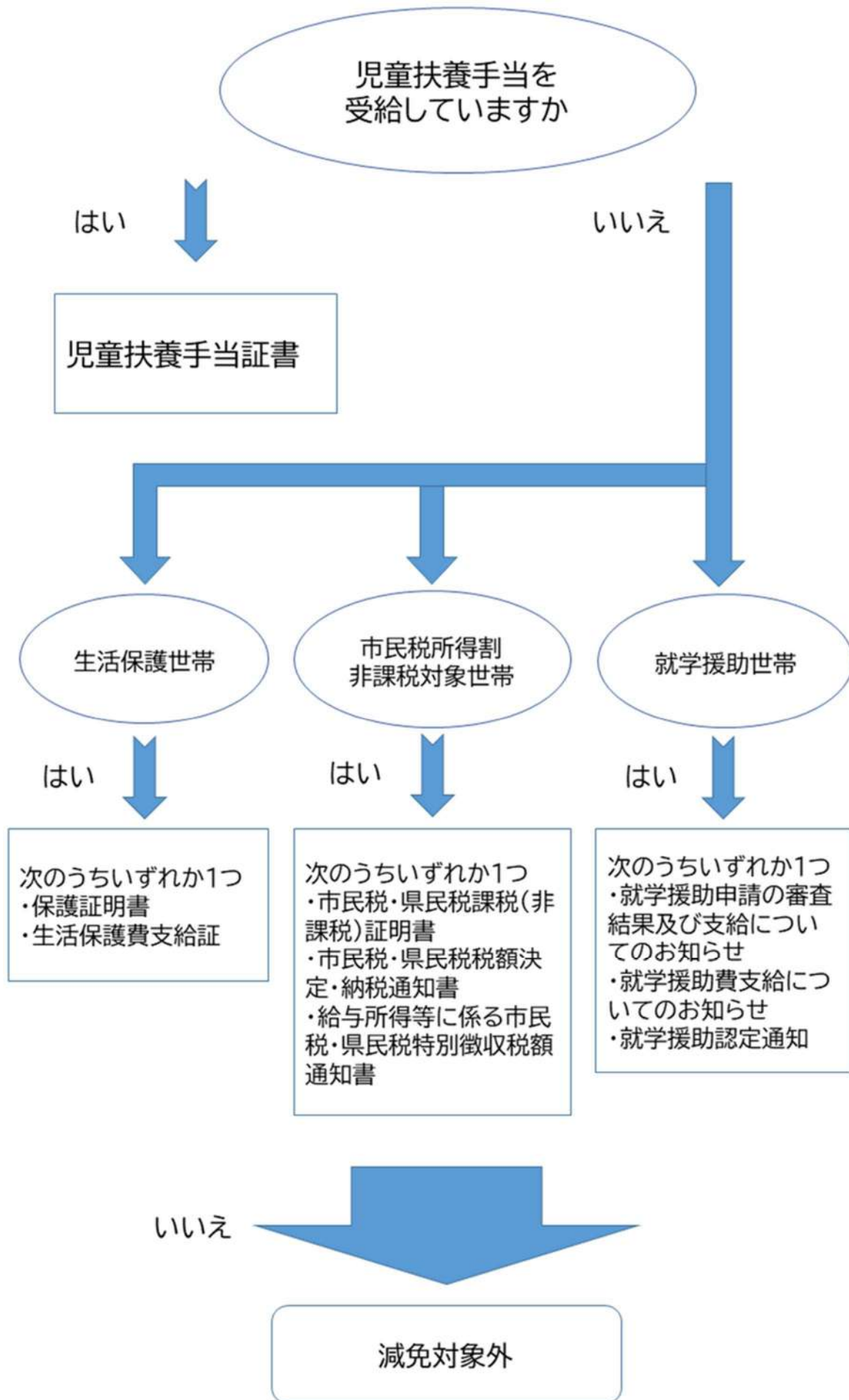
提出書類及び方法は、事前にクラブに確認の上、ご準備をお願いいたします。

※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



世帯	提出書類	提出時期	備考
生活保護世帯	保護証明書	キッズクラブ の申込時 又は 減免の適用を 受けようと する時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。
	生活保護費支給証		
市民税所得割 非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます（1件につき300円がかかります）。
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
就学援助世帯	児童扶養手当証書	有効期限内の証書に限ります。	
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	8月まで 又は 8月以降は 学校から 受理次第 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
	就学援助費支給についてのお知らせ		
	就学援助認定通知		

- ※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。
- ※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。
- ※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。
- ※4 前年度に就学援助を受けていることにより利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

(3) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用やすくすく【区分2 A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人 YMCA から事前にご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく 【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく 【区分2】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から給食開始日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。給食開始日より一人帰りが可能です。

- ※ 新1年生は、キッズクラブでの生活に慣れるまで、帰宅(お迎え)時間ごとに、違う色のビブスを着て過ごします。
- ※ 新1年生同士の交流を深めるために、4月中は1年生だけの時間を多く設け、レクリエーション等も実施いたします。

Ⅲ-2 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、キッズクラブへ区分変更届のご提出とシステムで利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請(区分変更届のご提出とシステムで利用区分の変更申請)は、原則変更希望月の前月 20 日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2 A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」の添付が必要となります。
- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労（予定）証明書の提出が必要となります。
- ・すくすく【区分2A・B】間の変更（【区分2A】⇔【区分2B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証明する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類のご提出とシステムで添付が必要となります。

Ⅲ-3 利用料等の支払い方法

利用料等は、口座振替（口座引き落とし）によるお支払いとなります。

口座の登録方法は、利用申込(区分2での登録)の際に、口座振替用紙をご提出ください。

区分	手法	引き落とし日
すくすく【区分2】の利用料	口座振替	毎月27日
すくすく【区分2】の延長料	口座振替	毎月27日
すくすく【区分2】おやつ代	口座振替	毎月27日
わくわく【区分1】の スポット料金・おやつ代	現金	当日

※引き落とし日が、土・日・祝日となる場合は、翌営業日が引き落とし日となります。

IV-1 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時の対応

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応【浸水対象】
学校がある日	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分に関わらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。
学校がない日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 「**避難情報が発表された場合**」とは、当該所在地に「**災害発生情報**」、「**避難勧告・指示**」、「**避難準備・高齢者等避難開始**」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータル URL ○ : <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>
>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況) (外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時の利用

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の午前5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を休止します。ご理解とご協力をお願いいたします。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

【すくすく（区分2A・B）】




すくすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"> ・発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時 ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ・わくわく【区分1】は原則利用休止
熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"> ・発表は1日1回、前日の午後2時 ・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。 ・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃 及び 当日午前7時頃
環境省公式LINEアカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃 及び 当日午前7時頃

IV-3 地震発生時の利用

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学 校 が あ る 日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
(キッズクラブ開所日) 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
翌日	学校の対応に準じます。

IV-4 Jアラートを通じた緊急情報

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V その他

V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れ

(1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行いますが、保育環境・当日の状況によってはご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

【利用申込前の事前見学】

見学をご希望の際は、クラブへ事前にご相談ください。

※見学には事前予約が必要となります。

【利用決定後の面談】

利用決定後、原則、利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

(2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いいたします。

(3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介しますので、お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

【こども家庭相談ホームページ】

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html>



【障害児通所事業ご利用の手引き】

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf



V-2 ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、東戸塚小学校放課後キッズクラブまたは運営法人 公益財団法人横浜 YMCA までご相談ください。

V-3 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

◆東戸塚小学校放課後キッズクラブ TEL：045-871-9001

◆湘南とつか YMCA TEL：045-864-4768

FAX：045-864-4704

◆横浜 YMCA 安全対策本部
(担当：山添) TEL：045-662-3721

FAX：045-651-0169

◆横浜市戸塚区こども家庭支援課
(苦情相談窓口) TEL：045-866-8485

FAX：045-866-8473

メモ欄